

群馬県 高崎市
市区町村コード
1 0 2 0 2 4

個人市民税 個人県民税
領収証書 (公)

群馬県 高崎市
市区町村コード
1 0 2 0 2 4

個人市民税 個人県民税 納入書 (公) 原符	
振替の請求に使用する欄	
振出口座番号	振出請求人
番	印

群馬県 高崎市
市区町村コード
1 0 2 0 2 4

個人市民税 個人県民税 納入済通知書 (公)
243

口座番号	加入者名
00190-7-960243	高崎市会計管理者
年 月分	指定番号
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)
	退職所得分
	延滞金
	合計額
納期限	(特別徴収義務者)
	住所又は所在地
	氏名又は名称
上記の通り領収しました。	領収日付印

(納入者保管)

口座番号	加入者名
00190-7-960243	高崎市会計管理者
年 月分	指定番号
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)
	退職所得分
	延滞金
	合計額
納期限	(特別徴収義務者)
	住所又は所在地
	氏名又は名称
上記の通り納入します。	領収日付印
(※) 日計	口 円
	円

※印はゆうちょ銀行・郵便局において使用する欄です

(金融機関又は郵便局保管)

口座番号	加入者名
00190-7-960243	高崎市会計管理者
年 月分	指定番号
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む。)
	退職所得分
	延滞金
	合計額
納期限	(特別徴収義務者)
	住所又は所在地
	氏名又は名称
取りまとめ店 東京貯金事務センター (330-9794)	領収日付印
上記の通り通知します。	
(取りまとめ店) 〔受付店→群馬銀行〕 〔高崎支店→高崎市〕	

(高崎市保管)

市民税 県民税		納入申告書				(受付印)					
(宛先)高崎市長		年 月 日提出									
年 月分		人員		人							
退職手当等の 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴 収税額	市民税										
	県民税										
(特別徴収義務者)											
住所又は 所在地											
氏名又は 名称											
法人番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											
氏名		勤続年数		年							
退職手当等の支払金額		円									
市民税		円	県民税		円						
氏名		勤続年数		年							
退職手当等の支払金額		円									
市民税		円	県民税		円						
氏名		勤続年数		年							
退職手当等の支払金額		円									
市民税		円	県民税		円						
備考											

市民税・県民税特別徴収税額の納期限は 翌 月 10 日 です

(当日が金融機関の営業日でない場合は、
到来する最初の営業日が納期限になります。)

市民税・県民税特別徴収税額払込金融機関

群馬銀行	しののめ信用金庫
高崎信用金庫	北群馬信用金庫
みずほ銀行	中央労働金庫
埼玉りそな銀行	群馬県信用組合
足利銀行	ぐんまみらい信用組合
横浜銀行	あかぎ信用組合
第四北越銀行	高崎市農業協同組合
八十二銀行	はぐくみ農業協同組合
東和銀行	多野藤岡農業協同組合
大光銀行	

上記金融機関の本支店、本支所、ゆうちょ銀行、郵便局

※払込金融機関は合併等の事由により変更となる場合がありますのでご了承ください。

●ゆうちょ銀行・郵便局の指定●

関東各都県及び山梨県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、当市の取扱局として指定しなければなりません。

「指定通知書」に利用するゆうちょ銀行・郵便局名を記入のうえ、当初納入する際に、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。「指定通知書」は、「特別徴収のしおり」の裏表紙の内側にございます。また、高崎市のホームページからダウンロードして印刷することもできます。

なお、前年度利用の指定郵便局等は、提出の必要はありません。

検索方法：高崎市ホームページトップ→くらし・手続き→市税→市県民税の特別徴収→ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

<https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014111000017/>

●納入書の記入方法●

給与分(表面)…「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」に記載のある月割額を記入してください。

給与から引去りした退職者の一括徴収分がある場合は、一括徴収分を含んだ金額を記入してください。

退職所得分(表面)…退職所得の分離課税分がある場合に記入してください。この欄に記入する場合は、裏面の納入申告書にも記入してください。ただし、個人事業主の方は、裏面の納入申告書は使用せず、別途納入申告書を作成し提出してください。

※万一、書き損じられた場合には、予備の納入書(5月分のあとにあります。)をお使いください。また、高崎市のホームページからダウンロードして印刷することもできます。

検索方法：高崎市ホームページトップ→くらし・手続き→市税→市県民税の特別徴収→各種提出書類のダウンロード

<https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014011600829/>

●お願い●

退職・転勤等により給与所得者に異動があったときは至急異動届出書を提出してください。

高崎市

(担当部課) 財務部市民税課

〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1

電話 027-321-1111 (代表)

内線 2567~2569・2571

027-321-1218 (直通)